

岩手県監査委員告示第2号

監査結果の公表（平成19年岩手県監査委員告示第20号及び第22号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年1月11日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1(1) 監査対象機関名 県土整備部県土整備企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年8月2日

イ 本監査実施日 平成19年9月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
久慈地方振興局土木部への予算令達に当たり、期限付臨時職員に係る共済費及び賃金について、予算の区分を誤って令達を行っていたことから、適正な事務の執行に努められたい。	平成19年5月22日歳出予算を令達し、科目更正を行い決算した。今後は、複数の職員により歳出予算科目をチェックし、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年7月10日及び11日

イ 本監査実施日 平成19年8月28日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営住宅からの退去者に係る敷金の返還に当たり、歳出科目から支出すべきところ、歳入から還付したものが3件、195,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	平成19年6月28日振替支出を行った。今後は、起案時に振替依頼書及びチェックリストを添付し支出科目等のチェック項目を明らかにすることとし、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局花巻総合支局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成19年5月29日、30日及び31日

イ 本監査実施日 平成19年7月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入証紙収納額の翌月報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが4件、33,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	収入証紙収納額報告について、毎月の報告に際し、複数の職員によるチェック体制の強化を図り再確認を徹底することとし、年度末の最終報告は、特に確認を徹底し、適正な事

務執行と再発防止に努めていく。

4 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局一関総合支局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 6 月 19 日、20 日及び 21 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 8 月 22 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 屋外広告物許可手数料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが 20 件、87,300 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 平成 19 年 4 月末に訂正報告を行った。今後は、毎月の課内会議時に、全員で点検を行い、適正な事務執行と再発防止に努めていく。
イ 河川占用の廃止届が受理された土地に係る占用料の還付に当たり、廃止の事実を把握してから相当期間経過した後、還付していたもの及び還付の手続を執っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 書類が回議された際の確認を、担当主査及び担当課長が厳重に行うこととし、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

5 (1) 監査対象機関名 宮古地方振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 3 日及び 4 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 8 月 21 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の執行に当たり、現場管理費の冬期補正漏れのため設計額が過少となったものが 2 件、1,363,112 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	設計積算等の業務に当たっては、月 1 回の職場研修による情報共有と従来使用しているチェックリストの見直しを行い、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

6 (1) 監査対象機関名 久慈地方振興局土木部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 5 月 15 日及び 16 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 7 月 12 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期限付臨時職員に係る共済費及び賃金の支出に当たり、「(8 款) 土木費 (3 項) 河川海岸費」から支出すべきところ、「(8 款) 土木費 (2 項) 道路橋りょう費」から支出しているので、適正な事務の執行に努められたい。	平成 19 年 5 月 22 日科目更正を行い決算した。今後は、本庁との連絡体制を強化し、適正な事務執行と再発防止に努めていく。